

鬼怒川水害は国の責任です。

国に損害賠償を求める裁判の準備が進められています。提訴の期限は今年9月10日です。この裁判に参加される被災者の方は下記まで早目にご連絡下さい。

鬼怒川水害訴訟を
支援する会（準備会）

連絡先：090-9955-2076（嶋津） Mail: tshimazu@sa2.so-net.ne.jp

2015年9月の鬼怒川水害は
国の河川行政の誤りが引き起こしました。

☆ ダム偏重の鬼怒川の河川行政	2
☆ 鬼怒川水害の二要因	4
☆ 若宮戸地区の大量溢水は国の責任	5
☆ 上三坂地区の堤防決壊は国の責任	8
☆ 八間堀川の氾濫も国の責任	11

1

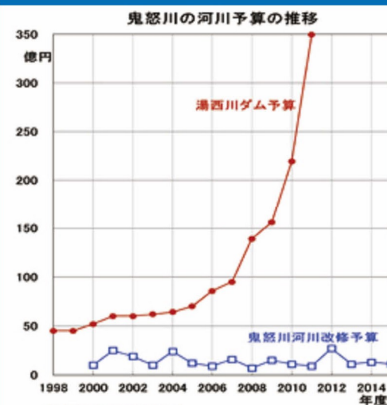
☆ ダム偏重の鬼怒川の河川行政

国土交通省は鬼怒川上流で屋上屋を架すように、四つの巨大ダムを建設してきました。最新の湯西川ダムは2012年に完成しました。

しかし、2015年9月の洪水では下流部で大規模な氾濫が起きました。ダムでは流域住民の安全を守ることができませんでした。



2



鬼怒川ではダム建設に巨額の河川予算が投じられる一方で、河川改修の予算は年間10億円前後にとどめられ、河川改修がなおざりにされてきました。

そのため、鬼怒川下流部の河川改修が遅々として進まず、茨城県側の堤防整備率は水害前はわずか約17%でした。

3

若宮戸地区の氾濫は、無堤防地区を放置した責任。

☆ 鬼怒川水害の二要因

- 若宮戸地区の溢水〔注〕で鬼怒川の洪水が大量に流入
- 上三坂地区の堤防決壊で鬼怒川の洪水が大量に流入

鬼怒川
25km付近の溢水
破堤→
(上三坂)
鬼怒川
21km地点の決壊

八間堀川の氾濫

〔注〕川から洪水があふれる場合、堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」という言葉を使います。

〔出典：国土地理院〕



4

☆ 若宮戸地区の大量溢水は国の責任

若宮戸地区は無堤防の状態でしたので、9月10日は早くも6時頃から溢水が始まり、溢水量が急増していきました。無堤防の状態を国は長年放置してきました。国は「いわゆる自然堤防」〔注〕に依存して、築堤することを怠ってきました。

9月10日
25.35km地点
午前6時頃
から溢水

24.75km地点も
その後もまもなく
溢水

〔注〕「いわゆる自然堤防」：自然堤防の上に河畔砂丘が形成された丘陵



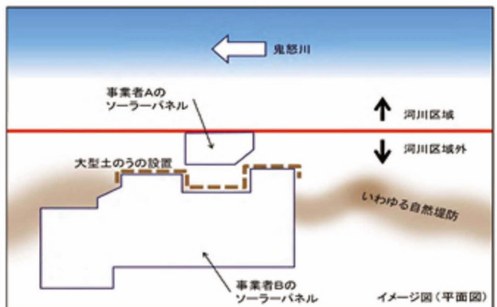
〔出典：国土交通省の資料〕

5

国は、河川区域を広げること怠ってきたので、2014年のソーラー発電事業者による「いわゆる自然堤防」の掘削を止めることができませんでした。河川区域は1966年に告示したままでした。

2014年
3月 ソーラー発電事業者Bが「いわゆる自然堤防」を掘削

7月 地元の強い要望により、国土交通省が大型土のうを設置



〔出典：国土交通省の資料〕

6

上三坂地区の氾濫は、破堤危険箇所を放置した責任。

国土交通省による2014年7月の大型土のうの設置が極めて安易でしたので、洪水の流入を抑制できませんでした。土のうの高さ不足で大量の溢水が流入し、更にただ積みただけでしたので、土のうが崩れ、溢水量の増大に拍車をかけました。

2014年7月設置の大型土のう
(2段の土のうをただ積みただけでした。)



(左岸25.35km)

水害後設置の大型土のう
(3段の土のうを遮水シートで包み、ロープでしばって一体化しました。)



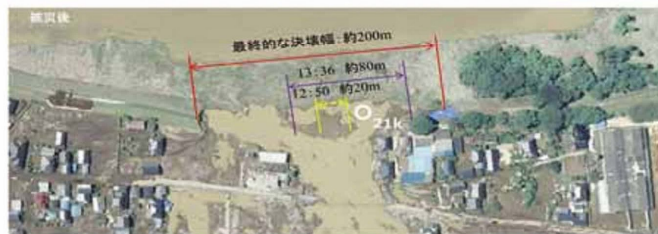
9月16日 大型土のう設置終了 (L=209m)

(出典:国土交通省の資料)

7

☆ 上三坂地区の堤防決壊は国の責任

上三坂地区では堤防高が周辺より一段と低い箇所から鬼怒川の洪水が越流して堤防を洗掘し、9月10日13時頃に決壊しました。



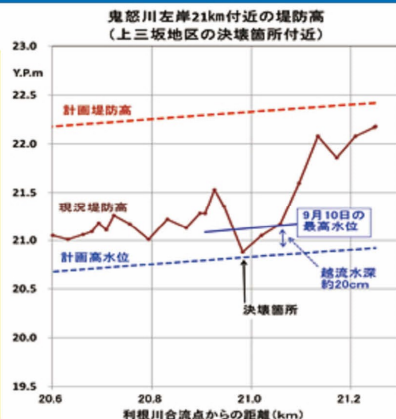
決壊幅が最終的に約200mに拡大して大量の洪水が流入しました。

(出典:国土交通省の資料)

8

上三坂地区の左岸21.0km付近は、堤防高が非常に低い区間の中で、さらに一段と低く、堤防幅も狭い箇所でしたので、洪水が越流して堤防を洗掘し、破堤に至りました。

地盤沈下の進行で上三坂地区の堤防高が年々低下し、破堤箇所の決壊の危険性が高まってきているにもかかわらず、国は堤防の嵩上げを怠っていました。



(注) Y.P.: 江戸川工事基準面(東京湾中等潮位より0.84m高い)

9

八間堀川氾濫の原因は、若宮戸と上三坂での氾濫。

2014年10月の鬼怒川の河川改修計画では、若宮戸地区は改修の対象外でした。上三坂地区は当面7年間で改修の対象ではなく、今後20～30年間に実施する対象でした。両地区とも、国は緊急的な対応が必要だという認識がありませんでした。

鬼怒川直轄河川改修事業(2014年10月)による改修計画

【凡例】

上段: 当面7年
下段: 概ね20年～30年



(出典:国土交通省の資料)

10

☆ 八間堀川の氾濫も国の責任

9月10日、若宮戸および上三坂地区で氾濫した洪水が八間堀川に流れ込みました。八間堀川の鬼怒川への出口にある八間堀川排水機場の運転が13時に停止され、出口を塞がれた八間堀川は、その水位が急上昇しました。

そのため、八間堀川の下流部では、数多くある排水樋管(注)から逆流して周辺に溢れ、第一波の洪水となりました。数時間後に排水樋管のゲートは閉められました。



(注)排水樋管(ひかん): 雨水排水等を川に流すためのもので、ゲートが付いています。

11

9月10日20時頃 大生(おおの)小学校付近の八間堀川が決壊して、洪水が周辺や下流域に流出し、八間堀川の周辺は第二波の洪水に見舞われ、深刻な浸水被害を受けました。

八間堀川の氾濫は、若宮戸地区の無堤防状態および上三坂地区の堤防決壊で氾濫した大量の洪水が八間堀川に流れ込んで生じたものです。両地区の氾濫は国の過ちによるものですから、八間堀川氾濫の責任も基本的に国にあります。

住民の証言に基づく浸水始めた時刻(9月10日)



(朝日新聞茨城版2015年10月11日の記事の図に加筆)

12